

令和6年第5回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年5月31日（金）午後2時05分から午後2時56分

2. 場 所 301A会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	黒渕 浩人
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

4 番	山岡 啓助
7 番	山田 和男

6. 議 事

- ・議案第18号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第20号 農用地利用集積計画の決定について
- ・議案第21号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- ・報告 ・農地改良

- ・農地賃貸借契約の合意解約

○諏訪農業農村支援センター技術経営普及課担当者紹介・報告

木村技師 あいさつ(省略)

- ・諏訪農業農村支援センター報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時05分】

高林会長代理 みなさん、こんにちは。ただいまより令和6年第5回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番 山岡 啓助 委員、7番 山田 和男 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第18号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は横川地区です。山田委員よろしくお願いします。

山田委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、横川地区で、国道20号を下諏訪方面に進み、出早口信号機を左折し北上、市営住宅小萩団地手前を左折し200mほど進み、寿司屋前の交差点を右折し200mほど進んだ墓地の一角にある農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲渡人、譲受人の双方が立ち会いました。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地の東側は水路、北側南側は墓地、西側は馬入れが通っています。南側の墓地と馬入れの境界にはコンクリート柱が入っていますが、その他ははっきりしていません。譲渡人が昔から耕作していたところで、隣地との境界はおおよそ認識しているとのことでした。今回譲渡人が高齢になり耕作が難しくなってきたことから、点在している農地を整備するために、申請地の近くに居住する譲受人に農地を売買するものであり、引き続き畑として耕作をするとのことでした。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございました。ただいま山田委員から説明があり、所有権移転につい

て特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第18号は以上です。続きまして、議案第19号に入る前に事務局から訂正があります。

後藤主任 議案第19号の議案書ですが、3番の譲受人の住所が入っていなかったのも、住所を入れたものをお手元に配布いたしました。差し替えをお願いします。

議長 それでは、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は西堀地区です。小口委員よろしく申し上げます。

小口委員 説明いたします。申請地の場所ですが、県道岡谷下諏訪線を下諏訪方面に進み、テンハウ岡谷南宮店横の側道を左折し、50mほど進んだところです。周辺は住宅と荒れ地になっています。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。境界はコンクリート杭と木杭で明確になっていました。造成は行わず、地面を圧接して碎石を敷きロープを使って区切りを行うという事でした。排水計画ですが、自然浸透にて敷地内処理をするとのこと。また、申請地は◇◇の駐車場として有効利用するとのこと。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は西堀地区です。小口委員よろしく申し上げます。

小口委員 説明いたします。申請地の場所ですが、県道下諏訪辰野線を下諏訪から岡谷方面に進み、横河川橋を左折、春日井クローム工業(有)前を右折し、50mほど進んだ右側に位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。譲受人の社員1

名立会いのもと現地確認を行いました。境界はコンクリート柱等で明確になっていました。造成については、隣接地との高低差がないため、盛り土等はせず、現状のまま利用、周囲はＬ型コンクリート擁壁を設置し、共有私道にする部分については縁石を置くとのことです。なお、隣接地所有者には住宅用敷地とする旨を説明済みとのことです。排水計画ですが、生活排水については公共用下水道に接続し、雨水については住宅内処理をするとのことです。また、申請地は堀ノ内遺跡の埋蔵文化財地域に指定されておりますが、埋蔵文化財発掘の届出を提出済みと確認しています。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、２番を決定とさせていただきます。続きまして、３番、地区は花岡地区です。山岡委員よろしくをお願いします。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、旧道から芝原霊園に上る道の途中にある住宅と農地が混在している地域です。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人と譲受人の社員２名が立ち会いました。申請地は、中央自動車道花岡架橋床版取替工事に伴う作業員の休憩所及び駐車場を建設するための用地借用で、借用期間は令和１０年１２月３１日までです。契約終了までには土地上のすべての設置物を撤去し、原状に復帰させて貸主に返却するとのことです。休憩所及び駐車場は市道と約１ｍの段差があり、大型土のうで高さの調節をし、鉄板を敷き詰めて使用するとのことです。境界はコンクリート柱や石積みで明確になっていました。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されていません。申請内容に関して、隣接地関係者から了解を得ているとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山岡委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです、何かご異議はございませんでしょうか。

山崎委員 現場作業員の休憩所及び駐車場にするということは、大きい事業が入るということでしょうか。

山岡委員 申請地の近くに花岡第2高架橋があるのですが、全国の中でも岡谷地区はトップクラスで塩カルを大量にまくそうです。劣化してきてひび割れたコンクリートの中から塩カルを含んだ雪が流れ出ずしみ込んだまま鉄筋の中には入りこんでいます。錆びて隙間ができて床下（道路）が抜け落ちてしまう可能性があるとのこと。2年から4年かけて、湊地区から諏訪インターチェンジを工事していくそうです。そのために仮事務所を設けて工事をするとのこと。

山崎委員 中央道の補修工事ということでしょうか。

山岡委員 そうです。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。

〔議案書を朗読〕

申請地の概略の位置は、国道20号沿いの京セラ(株)長野岡谷工場から南方面に100mほど入ったところにあります。周辺は市街化されており、生活上利便性の良い閑静な立地であります。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には測量設計事務所の社員1名が立ち会いました。造成についてですが、コンクリート擁壁等により土留めを施工し、周辺への土砂等の流出を防止するとのこと。また、周辺に粉塵が飛散しないよう建築敷地周囲に防塵ネットを設置するとのこと。建物からの距離、緑地等の概要ですが、建物建築場所の周辺農地は自己所有地以外無く、建物の高さを2階に抑え、隣地境界からの距離も多めに確保しているため周辺土地への日照面での影響は無いとのこと。排水計画ですが、雨水については敷地内で浸透桝にて地下浸透処理をし、下水については岡谷市公共用下水道に接続するとのこと。また、申請地は榎垣外遺跡の埋蔵文化財地域に指定されており、既に届出を済んでいるとのこと。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 共同住宅は2棟で世帯数はどうなっているのでしょうか。

伊藤委員 2階建2棟で10戸と8戸です。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、4番を決定とさせていただきます。議案第19号は以上です。続きまして、議案第20号の農用地利用集積計画の決定につきまして上程いたしますので事務局よりご説明をお願いします。

黒渕次長 お手元にお配りしました議案第20号の農用地利用集積計画の決定について事務局から説明させていただきます。
〔議案第20号を朗読〕

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、この議案について何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第20号の農用地利用集積計画の決定とさせていただきます。続きまして、議案第21号の令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について事務局よりご説明をお願いします。

黒渕次長 1ページ目をご覧ください。4月総会の時に令和6年度 最適化活動の目標値というものを提出してご承認いただいたところでございます。5月の総会では令和5年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、報告させていただきます。
〔令和5年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価を朗読〕
皆さんに承認をいただきましてこれを県に報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、この議案について何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第21号の令和5年度の目標及びその達成に

向けた活動の点検・評価について決定とさせていただきます。続きまして、報告をお願いします。

後藤主任 今回、農地改良と農地法第18条第6項の規定により農地賃貸借契約の解約等の通知書が提出されましたので報告いたします。まず、農地改良ですが1件で、地区は西堀地区です。改良内容は、道路境界から勾配10%となるように盛り土をすることです。最大80cmの盛り土となるようです。事由は、接道と農地との高低差があるので、農耕者が乗り入れしやすいようにするためということです。工期は、令和6年6月20日から令和6年9月30日までの予定で届け出が出ております。次に農地賃貸借契約の合意解約ですが、10件で湊栃久保地域です。すべて借り人の規模縮小ということで解約の通知が提出されました。以上です。

議長 ありがとうございました。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 以上をもちまして、令和6年第5回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時56分】

令和6年5月31日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 山 岡 啓 助

氏 名 山 田 和 男